

特定空家等の略式代執行に伴う公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、法第22条第10項の規定により公告します。

- 1 対象となる特定空家等
所在地：静岡県湖西市新所原二丁目9番63、9番105
（住居表示 新所原二丁目6番9号）
 - （1）主である建築物
家屋番号：309番4
種 類：居宅
構 造：木造瓦葺平家建 108.39㎡
 - （2）敷地内工作物
ブロック塀、門柱、シャッターボックス
- 2 所有者等に命じる必要な措置の内容
1の主である建築物のアーケード部分及び敷地内工作物を撤去すること。
- 3 措置を命じようとする事由
1の敷地内工作物について、傾斜や鉄筋の腐朽が発生しており、そのまま放置すれば倒壊等通行人に著しく保安上危険となるおそれのある状態のため。
- 4 措置の期限 令和7年8月19日
期限までに所有者等による措置が行われない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。当該措置後、所有者等が確知された場合は、措置に要した費用を徴収します。
- 5 問い合わせ先
湖西市都市整備部都市計画課
電話 053-576-3117
- 6 その他
略式代執行の費用は、後日、所有者不明土地建物管理人制度等を利用して請求することを予定しています。

《メディアの方へ》

- | | |
|---|--|
| ☐ 取材をお願いします。 | ☐ 記者会見発表資料 |
| ☐ 事前告知をお願いします。 | ☐ 記者会見情報提供資料 |
| ☒ 情報提供をします。 | ☒ 随時 |

《発表種別》

《問い合わせ先》

所属名	都市計画課
連絡先	053-576-3117
担当者	高橋・松坂・土屋